

「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の改正案に関する
意見募集について

令和3年12月2日
国土交通省

国土交通省では、別紙のとおり、「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の改正を行うことを予定しております。

つきましては、下記の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から当該検討内容に対する御意見を募集いたします。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

＜意見募集要領＞

■意見募集対象

「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）の改正案（別紙1参照）

「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号）の改正案（別紙2参照）

■資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課において配布

■意見募集期間

令和3年12月2日（木）から令和3年12月8日（水）まで（必着）

■意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、以下のいずれかの方法でご意見を日本語にて送付して下さい。この場合、提出していただく電子メール、FAX及び郵送には、必ず「建設業許可事務ガイドラインの改訂案について」と明記してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

- ① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp

- ② FAXの場合

FAX番号03-5253-1595 国土交通省不動産・建設経済局建設業課あて

- ③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設業課あて

■留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

(意見提出様式)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 へ

「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の改正案に関する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見
(該当箇所)

(意見)